







 会長 武 川
 毅

 幹事 千 葉 正 宏

 会報 猪 股 育 夫

例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

例会日 毎週木曜日 12:30~13:30

事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2793回例会 2021.10.21 No.10

本日の出席率

・本日の出席率 85%

(ニコニコボックス)

- ・武川毅会長 佐竹孝行会員のスピーチに期待して。
- ・千葉正宏幹事 佐竹孝行会員のスピーチに期待しま す。勉強させて下さい。
- ・佐竹孝行会員 本日のスピーチ担当です。よろしく お願い致します。
- ・佐藤幸一会員 佐竹孝行会員のスピーチにご期待申 し上げます。
- ・飯塚仁哉会員 佐竹孝行会員のためになるお話を聞 かせて貰います。
- ・江川元徳会員 Covid19、日本ではやや下火になり 非常にうれしいことです。皆様、是非まだ気を付 けて下さい。先週のスピーチ、時間のコントロー ルが悪かった、ご免!
- ・菅野幸一郎会員 佐竹孝行会員のスピーチにご期待 致します。
- ・高田次雄会員 平成6年の今日の日、円が96円55銭 の最高値を記録。令和3年10月21日現在、円が 114円35銭と下り続けており、この先無資源国の 日本、円安がどれだけ進むのか先が案じられます。 佐竹孝行会員のスピーチ、勉強させて下さい。
- ・菅原慶一会員 佐竹孝行会員のスピーチに期待して。
- ·小野寺伸浩会員 佐竹孝行会員のスピーチに期待しております。秋なのに鼻がかゆいです。
- ・佐藤早智子会員 気温の低い日が続きますが皆様ご 自愛下さい。今日は佐竹孝行会員のスピーチ楽し みにしています。

- ・二階堂恭子会員 今日のお話、佐竹孝行会員楽しみ に。何の話でしょうか。
- ・佐々木崇会員以下 本日のスピーチに期待して。 佐藤敬喜会員 遠藤光則会員 猪股育夫会員 佐々木源悦会員 岩渕正彦会員 高橋利光会員 布施孝尚会員 山田正会員 冨士原裕子会員 杉田広仁会員 佐藤哲弥会員 關孝会員 以上、ありがとうございました。

会長要件 武川毅会長

近くの湖沼や河川にも白鳥、雁、鴨等の渡り鳥が飛来し、田んぼも収穫が終わり、まだ10月ではありますが冬の到来を感じさせる季節になりました。

例年であれば剣道大会の開催や産業フェスティバルへの参加など時期でありますが、昨年同様中止になりました。今回の新型コロナウイルスのことで、世の中だけでなく今後のロータリーのあり方など、前例を踏襲するところと以前のやり方にとらわれずに未来に向かって進んで行くことも考えていかなければならないと思っております。

本日は、佐竹孝行会員のスピーチになります。我々を取り囲む法制度も少しずつ変わりつつあり、自分にかかわらない事に関しては全く知らない事もたくさんあります。本日のスピーチで、その様なことも含めてお話いただければと思います。

そろそろ年末のクリスマス会そして新年会のことを 考える時期になりました。内容も含めて関係委員会と 相談し計画を立ててまいりたいと考えております。皆 様のご協力よろしくお願い致します。

千葉正宏幹事

幹事報告

・特になし

(今週のスピーチ)

「最近の法律事情|

佐竹孝行会員

主に民法の改正ということでお話したいと思います。

憲法は、国家と国民との間でどうしたらよいかという規律する法律で、昭和22年5月3日に施行されました。その前には大日本帝国憲法というのがあり、明治23年11月29日に施行されました。戸主制度で必ず戸主を決めなければなりません。戸主を誰れにするかは大変な仕事です。

民法(明治29年)は、明治31年7月16日に施行された。民法は、個人の日常生活に関する財産関係と家族関係を定める法律です。人、結婚、相続など。 民法の改正

2020年7月10日施行

・法務局における遺言書の保管等に関する法律 各法務局で遺言書の保管業務が出来る制度が出来 ました。登米の法務局でも保管出来るようになりま した。これはいくらでも変えることが出来ます。 遺言書には「公正証書」と「自筆証書」があります。 自筆証書は死亡後、家裁の検認が必要です。ただし 法務局の検認は不要です。

配偶者居住権の創設

財産維持に貢献したであろう配偶者の思いを尊重 しようと言うことで創設された。

2022年4月1日施行

- ○成年年齢の引下げ(18歳成年)
- ・施行日において18歳以上20歳未満である者は一斉に成人になる。
- ・女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げる。 男性は今まで通り18歳。

婚姻はあくまで戸籍書を届けることによって結婚 は成立。そのため戸籍書の受付けは18歳にならない と出来ない。18歳になればいつでも受理する。

成年年齢の意義

①法定代理人の同意がなくても契約等の法律行為を 単独で行える。

消費者被害: SNSソーシャルネットワーク サービスを入口にしたトラブル、ライン、 フェースブック)

若者に被害が起きやすい定期購入。もうけ話。 未成年者取消権が該当しなくなる。

ネット上のトラブルは非常に多くなってきている。 親とは関係なしに自分で出来ることから生じる。 意識してやるのはいいが、よくわからないままに 契約をしている。成年であるため未成年者取消権 に該当しない。

- ②父母の親権に服さない。
- ③戸籍法の分籍(独身であっても改めて自分の戸籍 を作ることが出来る)、相続時精算課税制度

(2,500万円まで課税が猶予)、相続税未成年者 控除の適用がない。

④ただし養子をとる年齢、喫煙、飲酒は20歳。 来年の4月1日から、18歳になれば成人です。

相続登記制度の改正 ○2021年4月法案改正

現在、北海道に匹敵する位の日本の面積が処理不能地になっております。処理不能地というのは、50年以上何もしてない状態の土地をいいます。処理不能土地ですと、公共事業をする、買収をするという場合、非常に困ります。今は、相続する、しないは勝手ですが、これからは過料されることになります。相続を知った時から3年以内に相続登記申請する。違反を罰則化(10万円以下の過料)

これと平行して、自分の住所が変わったら5年以 内に変更の登記をすることになります。今は推奨の 段階です。

固定資産税の納入、土地の管理等の問題で相続を したくない人もいるため、土地所有権放棄制度を認 める。これは、2024年を目途に閣議決定がなされま す。具体的なものはこれからで、施行日は決まって いません。

本来ならば、土地を放棄すれば国の物になる筈ですが、国もなかなか受け入れません。市町村が反対します。国が所有者になれば固定資産税が入ってこなくなります。大切な税収の上、そもそもそういうのはおかしいと言うことで、所有権の放棄の制度を認めると。ただし、これが現実的でないのは、10筆ある土地の部分、部分を国に寄付するのはだめ、全土を更地にしておかなければならないことです。都会などで一筆しかない土地には不動産屋が寄って来ますが、この辺では、土地の相続を放棄して国に寄付することは成り立ちません。

印鑑制度の廃止

現在、会社等を経営していれば必ず法務局に印鑑届をして、それが会社の印鑑証明として印鑑カードが貰えます。つい最近からは、印鑑届をしなくてもよいことになりました。しかし、その次に何かをしようとする時に、必ず個人の実印をついて個人の印鑑証明を付けなければなりません。それはほんとうに不便です。

社会のデジタル化

いずれ社会のデジタル化は進んできます。自分には分からないといつまでも言っていられません。その度に分からない点を聞く訳にもいきません。皆んなが理解できる様な良い方法はないでしょうか?

法律の話は、難かしくて面白くありませんが、どこかでそんな話を聞いたことがあるなぁ、何となく聞いたことがあるなという感じで捉えてもらえていただけたらと思います。

― 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。